地域福祉リーディングモデル事業
主催：NPO法人ささしまサポートセンター

生活保護学習会
～年金を知ろう～

2022年3月27日（日）

社会保険労務士　渡辺孝夫

社会保険労務士事務所サポート

自己紹介

・大学卒業後、企業内での総務職に従事

・2019年11月　社会保険労務士試験　合格

・2020年　4月　　稲沢市祖父江町にて開業

・2021年　4月　　愛知県社会保険労務士会　尾張支部幹事　就任

≪所属団体≫

・NPO法人　ささしまサポートセンター

・愛知県社会保険労務士会

・祖父江町商工会　青年部他

社会保険労務士事務所サポート

年金二法とは

・年金二法とは国民年金法、厚生年金保険法のこと

・国民年金法：自営業者等を対象にする公的年金制度

１） 昭和34年に制定され、現在の全国民を加入対象とした制度は昭和60年に確立

２） 政府が行っている（日本年金機構は委託で運営事務を行っている）

３） 給付の目的としては「老齢・障害又は死亡」

・厚生年金保険法：会社員や公務員に対する年金制度

１）　昭和16年に制定され、当初は工場の男性労働者のみを対象

　　昭和19年　女性及び一般職員も対象

２）　政府が行っている（日本年金機構は委託で運営事務を

　　行っている）

３）　給付の目的としては「老齢・障害又は死亡」

　　※労働者及びその遺族が対象

４）　平成27年　公務員・私学教職員（いわゆる共済年金）統合

被保険者について

国民年金法

1） 本人の意思に関係ない「強制加入被保険者」

※外国人でもあっても該当すれば被保険者となる

・第１号被保険者：日本国内に住所がある20歳以上60歳未満

学生・自営業者・農林漁業者

・第２号被保険者：厚生年金保険の加入者で65歳未満

※20歳未満で加入になり得る場合あり

・第３号被保険者：日本国内に住所がある20歳以上60歳未満
第２号被保険者に扶養されている配偶者

２） 以下のいずれかに該当する場合は「任意加入被保険者」

・日本国内に住所がある60歳以上65歳未満

・日本国籍があり、日本国内に住所が無い20歳以上65歳未満

・日本国内に住所がある20歳以上60歳未満で厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができるもの

≪メリット≫満額の年金額に近づく事が可能

厚生年金保険法

１）　会社に勤めている70歳未満を「当然被保険者」

　　日雇い、季節的業務等の場合は当然被保険者にならない

２）　５人未満の会社（法人は除く）に勤めている70歳未満

　　＋厚生労働大臣の認可をうけて「任意単独被保険者」

３）　５人未満の会社（法人は除く）に勤めている70歳以上

　　＋老齢年金をもらっていない人は「高齢任意加入被保険者」

保険料について

国民年金法

1） 第1号被保険者・任意加入被保険者のみ負担

※第2号被保険者は厚生年金保険で徴収

第3号被保険者は負担なし

※令和4年度の保険料は「16，590円」

17，000円×保険料改定率（0．976）

2） 第1号は法定・全額・4分の3・半額・4分の1等の免除あり

３） 付加保険料（第１号被保険者のみ）

老齢基礎年金のみを受けるため、より高い年金を受けれる

月額４００円を国民年金の保険料とあわせて納付

厚生年金保険法

・原則は毎月の給与額（賞与額）に保険料率を乗じた額を

会社と折半負担

・産前産後休業や育児休業の免除あり

ねんきん定期便とは

毎年誕生月に被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を通知。

区　　分		送付形式	内　　容	
毎　年 （節目の年以外）	50歳未満	ハガキ	直近1年間の情報	これまでの加入実績に応じた年金額
	50歳以上			年金見込額
節目の年	59歳	封　書	全期間の 年金記録情報	年金見込額
	35歳、45歳			これまでの加入実績に応じた年金額

社会保険労務士事務所サポート

令和3年度「ねんきん定期便」50歳以上（表）

料金後納郵便

親展

大切なお知らせ(令和3年度)
「ねんきん定期便」です。
必ず中身をご確認ください。
「ねんきんネット」へ登録するためのアクセスキーもご案内！

ねんきん太郎

差出人 日本年金機構 Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。

照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号

※お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください。

①年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。

②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
（70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増）
※昭和27(1952)年4月2日以降にお生まれの方は、令和4年4月から受給開始時期を75歳まで選択できるようになります。

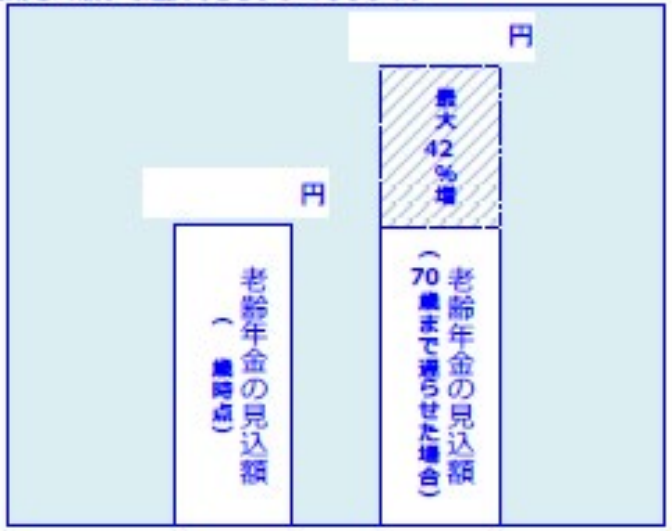

お客様へのお知らせ

1．これまでの保険料納付額（累計額）

（1） 国民年金保険料（第1号被保険者期間）	円
（2） 厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
（1）と（2）の合計	円

最近の月別状況です

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓（名字）が変わったことがある場合などは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年月（和暦）	国民年金（第1号・第3号）納付状況	厚生年金保険			
		加入区分	標準報酬月額（千円）	標準賞与額（千円）	保険料納付額

社会保険労務士事務所サポート

令和3年度「ねんきん定期便」50歳以上（裏）

「ねんきんネット」で老後の生活設計について考えてみませんか？

○「ねんきんネット」の便利な機能
- 年金受給開始を遅らせる場合などの年金見込額の試算
- 電子版「ねんきん定期便」の確認
- 全期間の年金記録の確認
- 通知書の再交付申請　　など

○２４時間いつでも、パソコンやスマートフォンで利用できる「ねんきんネット」を**老後の生活設計**にご活用下さい。

○**基礎年金番号**と**「お客様のアクセスキー」**等を入力いただくことで**簡単に登録**できます。ぜひご登録下さい。
※基礎年金番号は、年金手帳などに記載されています。

詳しくはWEBで　ねんきんネット　検索

(https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/sp_neko/Z06_SP/W_Z0602_SPSCR.do)
スマートフォンでのご利用登録はこちら　QRコード

この定期便は、下記時点のデータで作成しています。
納付記録がデータに反映されるまで日数がかかることがあります。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）

お問い合わせ先

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせは

ナビダイヤル　**0570-058-555**

※050から始まる電話でお掛けになる場合は　03-6700-1144

【受付時間】月　曜　日　午前８：３０～午後７：００
火～金曜日　午前８：３０～午後５：１５
第２土曜日　午前９：３０～午後４：００

※祝日、１２月２９日～１月３日はご利用いただけません。
※月曜日が祝日の場合、翌開所日は午後７：００まで。

２．これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として１２０月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間 合計（未納月数を除く）（a＋b＋c）	合算対象期間等（d）	受給資格期間（a＋b＋c＋d）
第１号被保険者（未納月数を除く）	第３号被保険者	国民年金 計（未納月数を除く）				
月	月	月	月			
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月	月	月	月

３．老齢年金の種類と見込額（年額）（現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています）

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
（１）基礎年金				老齢基礎年金 円
（２）厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間		（報酬比例部分） 円	（報酬比例部分） 円	（報酬比例部分） 円
		（定額部分） 円	（定額部分） 円	（経過的加算部分） 円
公務員厚生年金期間	（報酬比例部分） 円	（報酬比例部分） 円	（報酬比例部分） 円	（報酬比例部分） 円
	（定額部分） 円	（定額部分） 円	（定額部分） 円	（経過的加算部分） 円
	（経過的職域加算額）（共済年金） 円	（経過的職域加算額）（共済年金） 円	（経過的職域加算額）（共済年金） 円	（経過的職域加算額）（共済年金） 円
私学共済厚生年金期間	（報酬比例部分） 円	（報酬比例部分） 円	（報酬比例部分） 円	（報酬比例部分） 円
	（定額部分） 円	（定額部分） 円	（定額部分） 円	（経過的加算部分） 円
	（経過的職域加算額）（共済年金） 円	（経過的職域加算額）（共済年金） 円	（経過的職域加算額）（共済年金） 円	（経過的職域加算額）（共済年金） 円
（１）と（２）の合計	円	円	円	円

※一般厚生年金期間の報酬比例部分には、厚生年金基金の代行部分を含んでいます。

※年金見込額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。あくまで目安としてください。

「ねんきん定期便」の見方は、ねんきん定期便　見方　検索

お客様のアクセスキー

※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、３カ月です。

右のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

社会保険労務士事務所サポート

給付について

老齢年金（国民年金法）

1） 支給要件

・保険料納付済期間＋保険料免除期間（合算対象期間）が10年以上

・65歳に達したとき

2） 支給金額

・780，900円×改定率

※40年加入、保険料を納めている場合

・保険料未納期間は減額
・法定免除や全額免除
期間は除く

老齢年金（国民年金法）

障害年金の事後重症の
申請が不可になる

3） 繰上げ支給

・60歳以上65歳未満＋厚生労働大臣の請求

・請求した日の翌月から1000分の4減額（一生涯にわたり）

例） 60歳の場合 24%減額（0．004×60（12ヵ月×5年））

4） 繰下げ支給

・66歳以後＋厚生労働大臣の申出

・申出した日の翌月から1000分の7増額

増額出来る期間は
７５歳まで

例） 66歳の場合 1．084倍（1＋0．007×12ヵ月）

老齢年金（厚生年金保険法）

特別支給という

１） 支給要件

・厚生年金保険に加入＋65歳に達したとき+10年以上

・1年以上加入、保険料納付済期間＋保険料免除期間（合算対象期間）が10年以上の時は、生年月日に応じて65歳前より支給

２） 支給金額

・厚生年金に加入していた時の報酬額や加入期間等に応じて

・特別支給は、「報酬比例部分」と「定額部分」

老齢年金（厚生年金保険法）

３） 繰上げ支給

・国民年金と同様

・老齢基礎年金（国民年金）も同時に減額になる

・特別支給の繰上げ請求がある

４） 繰下げ支給

・国民年金と同様

障害年金の事後重症の
申請が不可になる

障害年金（国民年金法）

１）　障害基礎年金の種類

①原則によるもの

②事後重症（症状が悪化）

③基準障害（複数の障害が発生）

④20歳前の傷病（20歳前に障害が発生）

障害年金（国民年金法）

２） 支給要件（3大要件）

①初診日要件（初診日に次のいずれかに該当）

・被保険者である

・ 過去に被保険者で日本国内に住所有している60歳以上65歳未満

②障害要件

・障害認定日において障害等級（1・2級）に該当

※障害認定日：初診日から起算して1年6ヵ月経過

1年6ヵ月の期間内に治った場合は、治った日

障害年金（国民年金法）

③保険料納付要件

・初診日の前日に初診日の属する月の前々月までに

保険料納付期間＋保険料免除期間＝3分の2以上

特例：令和8年4月1日前の障害は初診日の属する月の前々月までの

1年間に未納期間が無ければ該当（65歳以上は不可）

障害年金（国民年金法）

３） 各障害年金について

①事後重症（症状が悪化） ※次のいずれにも該当

・初診日要件と保険料納付期間を満たしている

・障害認定日において障害等級１・２級に非該当であったが

６５歳に達する日の前日までに障害等級１・２級に該当

・６５歳に達する日の前日までに請求

障害年金（国民年金法）

②基準障害（複数の障害が発生）

・初診日要件と保険料納付期間を満たしている

・障害等級に該当しない程度の障害と異なった障害で

65歳に達する日の前日までに障害等級1・2級に該当

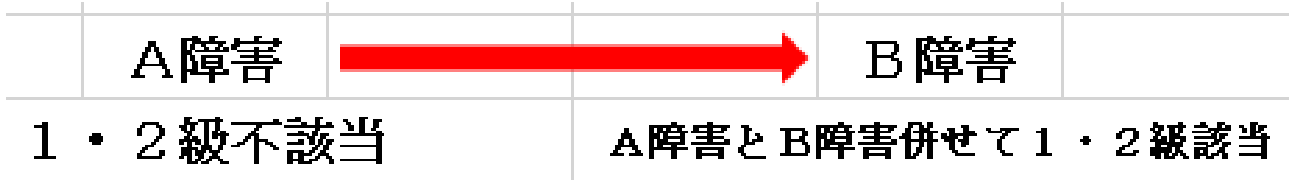

・65歳に達した日以後も請求が可能

障害年金（国民年金法）

③20歳前の傷病（20歳前に障害が発生）

・障害認定日が20歳に達した時は20歳に達した日から

・障害認定日が20歳以後は、その障害認定日から

4） 支給金額 ※定額 ※子供の加算あり

1級 780，900円×改定率×100分の125

2級 780，900円×改定率

障害年金（厚生年金保険法）

１） 障害厚生年金の種類

①原則によるもの

②事後重症（症状が悪化）

③基準障害（複数の障害が発生）

障害年金（厚生年金保険）

２） 支給要件（３大要件）

①初診日要件

・初診日おいて被保険者である

②障害要件

・障害認定日において障害等級（１・２級・３級）に該当

※障害認定日：初診日から起算して１年６ヵ月経過

１年６ヵ月の期間内に治った場合は、治った日

障害年金（厚生年金保険法）

③保険料納付要件

・初診日の前日に初診日の属する月の前々月までに

保険料納付期間＋保険料免除期間＝3分の2以上

特例：令和8年4月1日前の障害は初診日の属する月の前々月までの

1年間に未納期間が無ければ該当（65歳以上は不可）

障害年金（厚生年金保険法）

3） 各障害年金について

①事後重症（症状が悪化） ※次のいずれにも該当

・初診日要件と保険料納付期間を満たしている

・障害認定日において障害等級1・2級・3級非該当であったが

65歳に達する日の前日までに障害等級1・2級・3級に該当

・65歳に達する日の前日までに請求

障害年金（厚生年金保険法）

②基準障害（複数の障害が発生）

・初診日要件と保険料納付期間を満たしている

・障害等級に該当しない程度の障害と異なった障害で

65歳に達する日の前日までに障害等級1・2級に該当

・65歳に達した日以後も請求が可能

・障害等級3級となっても要件に該当しない

障害年金（厚生年金保険法）

４） 支給金額

報酬比例部分の計算において、
厚生年金期間が300月（25年）未満の場合は、
300月とみなして計算

１級 （報酬比例の年金額）× １．25+〔配偶者の加給年金額〕※

２級 （報酬比例の年金額）+〔配偶者の加給年金額〕※

３級 （報酬比例の年金額）最低保障額 585，700円

※生計を維持されている65歳未満の配偶者がいるときは

配偶者のみに224，700円が加算されます。

死亡＝遺族年金（国民年金法）

１） 支給要件

①国民年金の被保険者である間に死亡したとき

②国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、
日本国内に住所を有していた方が死亡したとき

③老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき

④老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき

死亡＝遺族年金（国民年金法）

２） 遺族の範囲

死亡当時に生計を維持していた

子供のある配偶者または子供

※子供とは・１８歳になった年度の３月３１日までにある方

・２０歳未満で障害年金の障害等級１級又は２級

Ｑ　船舶や航空機に乗船・搭乗中に
行方不明になった場合は？

答え　乗船・搭乗中に行方不明になった日
から3ヵ月間分からない場合は
死亡の扱いとする

死亡＝遺族年金（国民年金法）

３） 支給金額

・子のある配偶者が受取るとき　　７８０，９００円＋子の加算額

・子が受取るとき（次の金額を子の数で割った額が１人あたりの額）

７８０，９００円＋２人目以降の子の加算額

※1人目および2人目の子の加算額　各224，700円

※3人目以降の子の加算額　各　74，900円

死亡＝遺族年金（厚生年金保険法）

１） 支給要件

①厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき

②厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で初診日から5年以内に死亡したとき

③1級・2級の障害厚生（共済）年金を受けとっている方が死亡した

④老齢厚生年金の受給権者であった方が死亡したとき

⑤老齢厚生年金の受給資格を満たした方が死亡したとき

死亡＝遺族年金（厚生年金保険法）

２） 受給対象者

・妻：年齢、障害状態に関係ない（30歳未満の子のない妻は、5年間のみ受給可）

・夫・父母・祖父母：55歳以上であること。受給開始は60歳からであるが、遺族基礎年金をあわせて受給できる場合に限り、60歳より前から受給可

・子・孫：現に婚姻していないこと、①又は②に該当

①18歳になった年度の3月31日までにある方

②20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方

死亡＝遺族年金（厚生年金保険法）

3） 遺族の順位

死亡した方に生計を維持されていた以下の遺族のうち、最も優先順位の高い方が受け取ることができます。なお遺族基礎年金を受給できる遺族の方はあわせて受給できます。

第1順位	配偶者または子	第2順位	父母
第3順位	孫	第4順位	祖父母

4） 支給金額

死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額。

その他

・付加年金（国民年金法独自）

１） 支給要件

①付加保険料（９枚目参照）を納付していた期間

②老齢基礎年金の受給権を取得

２） 支給金額

・２００円×付加保険料を納付していた期間

※２年以上受給すれば付加保険料の元が取れる計算

その他

・障害手当金（厚生年金保険法独自）⇒障害年金が貰えない場合

1） 支給要件

①疾病・負傷時に係る初診日において厚生年金保険の被保険者であること

②初診日から起算して5年経過する日までに①の疾病・負傷が治ったこと

③傷病が治った日に、政令で定める程度の障害状態であること

④障害厚生年金と同様の保険料納付要件（25枚目参照）を満たすこと

2） 支給金額

・障害厚生年金の額×100分の200

その他にも寡婦年金・
脱退一時金・死亡一時金

ご清聴ありがとうございました

社会保険労務士事務所サポート